

各 位

会社名 株式会社新日本建物
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員
池田友彦
(JASDAQ・コード番号：8893)
問合せ先 取締役兼上席執行役員 管理本部長兼経営企画部長
佐藤啓明
(TEL. 03-5962-0775)

株式併合に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 31 期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に、株式併合（5 株を 1 株に併合）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合の目的

当社普通株式の発行済株式総数は、平成 27 年 3 月 31 日現在で 99,573,086 株となっております。東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場（以下、「東証 JQS 市場」という。）における同業他社（不動産業種 29 社）の発行済株式総数の状況をみると、大半の企業が 20,000,000 株台までにとどまっており、これら同業他社と比較すると当社の発行済株式総数は多い状態にあります。これは当社が、平成 21 年 10 月 21 日付で実施した第三者割当増資にて 20,635,400 株、平成 22 年 11 月 25 日に成立した事業再生 ADR 並びに平成 22 年 12 月 21 日開催の臨時株主総会決議に基づき実施した第三者割当増資にて 53,000,000 株がそれぞれ増加したことなどが影響しております。

また、株価につきましては、平成 27 年 5 月 14 日現在、株価変動の最低単位である 1 円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下を招きやすい状態にあり、一般投資家の皆様への影響も小さくないと認識しております。なお、現状の株価水準では東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である 5 万円以上 50 万円未満の範囲も下回っております。

さらに、平成 27 年 3 月 31 日現在の当社普通株式の株主総数は 13,085 名と第三者割当増資前の株主数より約 2,000 名増加するなど、前述の同業他社（不動産業種 29 社）の平均的な株主数（4,500 名程度）を大幅に上回る水準となっております。株主名簿管理をはじめとする株式関連事務コストは、株主数の増加に伴い大きくなっております。

このような状況を踏まえ、今般、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 31 期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において株主様のご承認を得ることを前提に、発行済株式総数の適正化を図るため、前述の東証 JQS 市場における同業他社の発行済株式総数の水準を勘案し、5 株を 1 株に併合する株式併合を実施することといたしました。

理論的には、株式併合の併合比率に見合う株価の上昇が見込まれるため、上記の 1 円当たりの株価変動率も改善される可能性があり、当社の普通株式が株式市場において一層適正に評価されることが期待されます。

また、投資単位の水準変更により、株主総数が若干減少するとともに、今後の株主数の増加も少なからず抑制される可能性があります。株主数の増加が抑制できれば、株式関連事務コストを年間数百万円程度（平成 27 年 5 月現在の試算に基づく）削減できる見込みであることから、このコスト削減分は株主様への将来的な利益還元につながるものと考えております。

なお、全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」にて、全ての国内上場会社の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指していることを公表しておりますことから、単元株式数は現状の 100 株のまま変更しないものといたします。

2. 株式併合の内容

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 併合する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 併合比率 | 5 株を 1 株に併合する。 |

(3) 株式併合により減少する株式数

株式併合前の当社発行済株式総数	99,573,086株
株式併合により減少する株式数	79,658,469株
株式併合後の発行済株式総数	19,914,617株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数 49,060,000株

3. 株式併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様78名（その所有株式数の合計は89株）（いずれも平成27年3月31日現在の株主総数及び発行済株式総数に基づくもので、以下も同様です。）が株主たる地位を失うこととなります。

また、保有株式100株以上500株未満の株主様5,072名（その所有株式数の合計895,383株）は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、当社の単元未満株式を所有する株主様は、会社法第192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。また、当社は単元未満株式の買い増し制度は設けておりませんので、買い取り制度をご利用いただきますようお願い申し上げます。

平成27年3月31日現在の当社普通株主名簿を前提とした株主構成の割合

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	13,085名（100.00%）	99,573,086株（100.00%）
5株未満（1～4株）ご所有株主	78名（0.60%）	89株（0.00%）
5株以上100株未満ご所有株主	26名（0.20%）	885株（0.00%）
100株以上500株未満ご所有株主	5,072名（38.76%）	895,383株（0.90%）
500株以上ご所有株主	7,909名（60.44%）	98,676,729株（99.10%）

4. 1株未満の端数が生じる場合の処理について

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

なお、本株式併合により株主たる地位を喪失される株主様におかれましては、本株式併合の効力発生日までは、会社法第192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができますので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。これまで当社をご支援いただきましたことに御礼申し上げますとともに、株式の保有機会を失うこととなり、深くお詫び申し上げます。

5. 株式併合の日程

取締役会決議日	平成27年5月15日
定時株主総会決議日及び普通株主による種類株主総会決議日	平成27年6月25日（予定）
株式併合公告日	平成27年9月10日（予定）
株式併合の基準日	平成27年9月30日（予定）
株式併合の効力発生日	平成27年10月1日（予定）

6. 株式併合の条件

平成27年6月25日開催予定の当社第31期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

以上

添付資料：（ご参考）株式併合に関するQ&A

(ご参考) 株式併合に関するQ&A

Q1 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q2 株式併合の目的は何ですか。

- A. 当社普通株式の発行済株式総数は、平成27年3月31日現在で99,573,086株となっております。東京証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下、「東証JQS市場」という。）における同業他社（不動産業種29社）の発行済株式総数の状況を見ると、大半の企業が20,000,000株台までにとどまっており、これら同業他社と比較すると当社の発行済株式総数は多い状態にあります。これは当社が、平成21年10月21日付で実施した第三者割当増資にて20,635,400株、平成22年11月25日に成立した事業再生ADR並びに平成22年12月21日開催の臨時株主総会決議に基づき実施した第三者割当増資にて53,000,000株がそれぞれ増加したことなどが影響しております。

また、株価につきましては、平成27年5月14日現在、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として株価の乱高下を招きやすい状態にあり、一般投資家の皆様への影響も小さくないと認識しております。なお、現状の株価水準では東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である5万円以上50万円未満の範囲も下回っております。

さらに、平成27年3月31日現在の当社普通株式の株主総数は13,085名と第三者割当増資前の株主数より約2,000名増加するなど、前述の同業他社（不動産業種29社）の平均的な株主数（4,500名程度）を大幅に上回る水準となっております。株主名簿管理をはじめとする株式関連事務コストは、株主数の増加に伴い大きくなっております。

このような状況を踏まえ、今般、平成27年6月25日開催予定の第31期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において株主様のご承認を得ることを前提に、発行済株式総数の適正化を図るため、前述の東証JQS市場における同業他社の発行済株式総数の水準を勘案し、5株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

理論的には、株式併合の併合比率に見合う株価の上昇が見込まれるため、上記の1円当たりの株価変動率も改善される可能性があり、当社の普通株式が株式市場において一層適正に評価されることが期待されます。

また、投資単位の水準変更により、株主総数が若干減少するとともに、今後の株主数の増加も少なからず抑制される可能性があります。株主数の増加が抑制できれば、株式関連事務コストを年間数百万円程度（平成27年5月現在の試算に基づく）削減できる見込みであることから、このコスト削減分は株主様への将来的な利益還元につながるものと考えております。

なお、全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」にて、全ての国内上場会社の売買単位を最終的に100株に集約することを目指していることを公表しておりますことから、単元株式数は現状の100株のまま変更しないものといたします。

Q3 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は後記のような取扱いとなります。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式	議決権	ご所有株式	議決権	端数株式
例①	5,000株	50個	1,000株	10個	なし
例②	1,603株	16個	320株	3個	0.6株
例③	237株	2個	47株	なし	0.4株
例④	4株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は、平成27年11月下旬にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。効力発生前のご所有株式が5株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q4 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かにご所有の株式数は、併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

Q5 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特段のお手続きの必要はございません。

Q6 株式併合により、単元未満株式が生じますが、併合後も買取りをしてもらえますか。

- A. 併合後も、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社又は後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q7 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

- A. 次のとおり予定しております。

平成27年 6月 25日	定時株主総会決議日及び普通株主による種類株主総会決議日
平成27年 9月 10日	株式併合公告日
平成27年 9月 30日	株式併合の基準日
平成27年 10月 1日	株式併合の効力発生日

※当社の株主名簿管理人

みずほ信託銀行 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

(電話) 0120 - 288 - 324 (フリーダイヤル)

以 上